

客席等配置の基準

車いすスペース (バリアフリー基準第50条関係)

基本的な考え方

車いす (本基準における「車いす」とは、日本工業規格「手動車いす(JIS T9201:2006)」をいう。) から降りていす席などに着席することが不都合な場合を想定し、車いすのまま船内にとどまることができるスペースを確保する。

基準

6.車いすスペース

旅客定員100人ごとに1以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを車いす使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が8時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。

- (1)車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
- (2)車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- (3)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (4)車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (5)車いすを固定することができる設備が設けられていること。
- (6)車いすスペースである旨が表示されていること。

基準・推奨の仕様

【広さ】

- (1)の「車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さ」とは、奥行きが135cm以上、幅が80cm以上であるものをいう。

【手すり】

- (2)の「円滑に利用できる位置」とは、床面からの高さが80～85cm程度のものをいう。

【床面仕上げ】

- (3)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【段差解消】

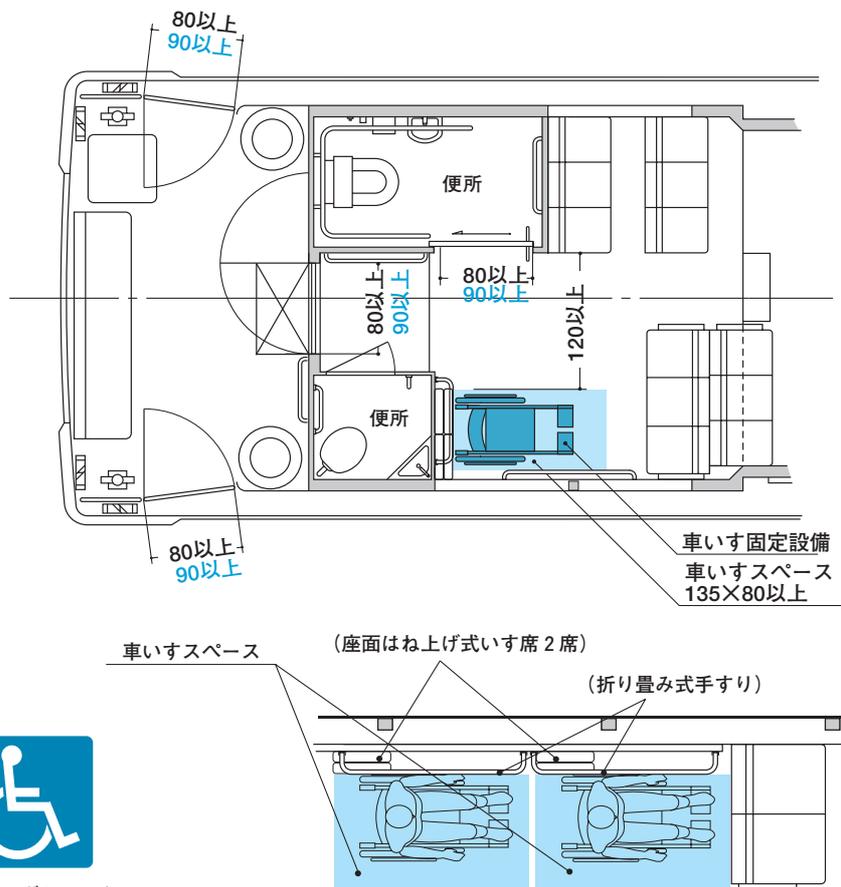
- 段差がある場合は、極力小さくする。
- (4)の「車いす使用者が利用する際に支障となる段」とは、高さ2cmを超えるものをいう。

【表示】(P92参照)

- (6)における「車いすスペースである旨」を表示するものとして、国際シンボルマーク又は、JIS Z8210 (案内用図記号) の「身障者用設備」図記号をいう。

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。



国際シンボルマーク

単位:cm

基準等の解説・配慮事項

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【段差・勾配の視覚的表示】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)

【車いす固定装置】

車いすのブレーキは、固定装置ではないため、本船に固定装置は必要です。

【車いすスペースと旅客定員】

車いすスペースは、旅客定員には算入できません。ただし、当該車いす使用者用のバリアフリー客席を車いすスペースに設け、支障のないような形で兼用できる場合には、当該バリアフリー客席を旅客定員に算入することが可能です。

【車いすスペースといす席及び座席の位置関係】

車いすからいす席及び座席に移ることを考慮すると、いす席及び座席の近くで、段差が無く移動できる最短の場所に車いすスペースを設置することが望まれます。その場合、手すりの配置にも注意する必要があります。

【車いす収納スペース】

車いす収納スペースの規定がないため車いすの収納は、バリアフリー客席近傍の空間または車いすスペースを利用します。

バリアフリー化のための設備、構造等については、当該船舶の旅客中に一定の割合で障害者等がいることを想定して基準

を定めており、バリアフリー客席については、旅客定員25人に対して1個以上の割合で設置することにより、車いす使用者を含む障害者と同数のバリアフリー客席が確保されることとなっています。また車いすスペースはバリアフリー客席とは別に車いす使用者のために設置されています。

このため車いす使用者はバリアフリー客席と車いすスペースの両方を利用でき、バリアフリー客席を利用した場合には車いすスペースが空くことになるので、空いた車いすスペースに車いすを収納できます。以上のように基準の設定上は車いすスペースを利用することにより車いすを収納できることとなっていますが、実際には更に車いす使用者が利用するバリアフリー客席に可能な限り近い場所で、かつ、移動円滑化の図られた通路の幅を狭めないような位置にそのまま、または折り畳んで収納できるよう配慮することが必要です。

なお、航行予定時間が8時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶にも、同様の考え方により、車いすスペースを設けることが望まれます。

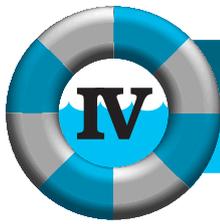
【緊急時への備え】

緊急時の避難・脱出の容易性を勘案し、車いすスペースは、緊急時に船内の上下移動をせず船外に脱出することができるような配置とするとともに、車いす使用者が車いすのまま移動できるよう脱出経路をバリアフリー化するなどの配慮も必要です。

また、乗船時には、緊急時に支援を必要とする旅客及びその支援の内容を確認し記録しておくことなどの配慮も必要です。

IV

車いすスペース



客席等配置の基準

バリアフリー客席<いす席> (バリアフリー基準第49条関係)

基本的な考え方

高齢者、障害者等が海上交通を利用することは、健常者以上に身体的負担が大きいものと考えられることから、船内において高齢者、障害者等の優先席としていす席、座席または寝台を設置することが必要である。いす席に車いす使用者が車いすから降りて着席するケースや、高齢者や妊産婦等の利用に配慮したいす席の設置が必要である。

基準

5.バリアフリー客席

- 5.1 客席のうち旅客定員25人ごとに1以上のバリアフリー客席を設けなければならない。
- 5.2 航行予定時間が8時間未満の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1)いす席、座席又は寝台であること。
 - (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - (3)手すりが設けられていること。
 - (4)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 5.3 航行予定時間が8時間以上の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1)いす席、座席又は寝台であること。
 - (2)いす席が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ①高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - ②手すりが設けられていること。
 - ③床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (3)座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ①高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - ②手すりが設けられていること床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

基準・推奨の仕様

【構造】

- 5.2(2)及び5.3(2)①の「円滑な利用に適した構造」として、以下のものを同基準に適合するものとする。
 - ・いす席については、通路側の肘掛けが跳ね上げ式であること。
- 前席との間のスペースは車いす使用者が移乗できる空間(85cm以上)を確保する。

【床面仕上げ】

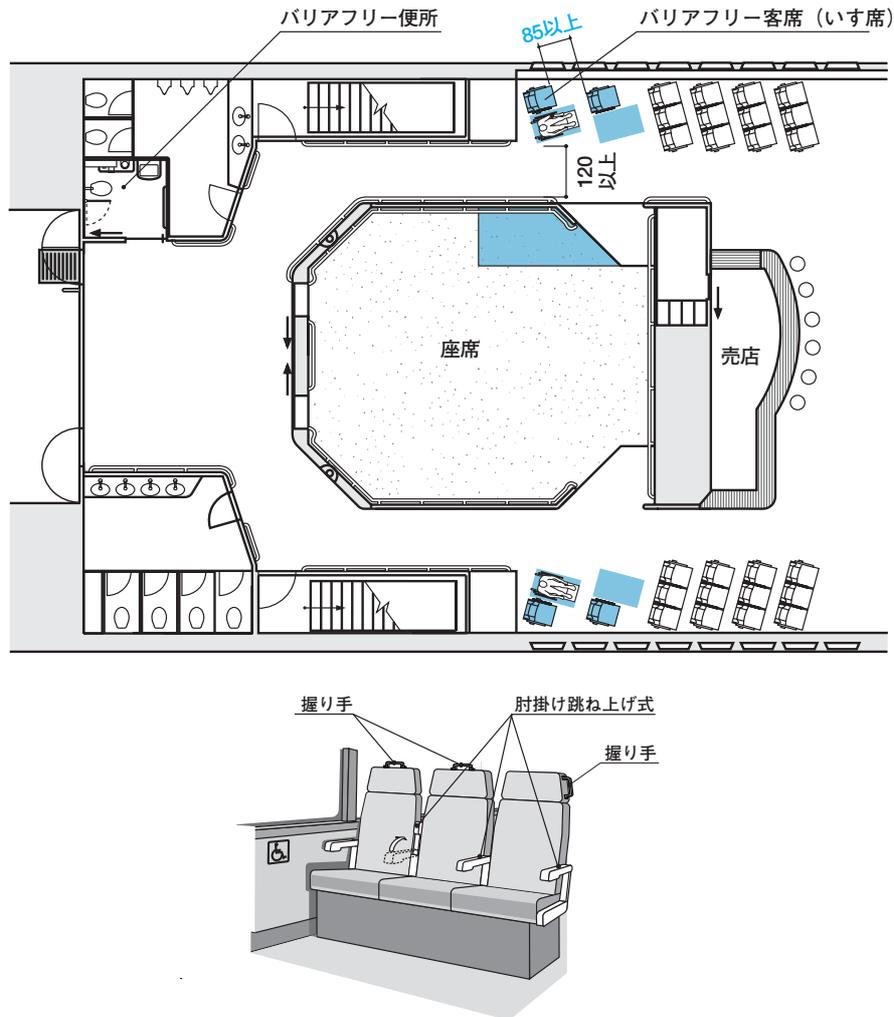
- 5.2(4)及び5.3(2)③の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【表示】(P92参照)

- バリアフリー客席であることを明示する。

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。



基準等の解説・配慮事項

【バリアフリー客席】

客席に複数のグレードがある場合、すべてのグレードでバリアフリー客席を整備することが望まれます。

【バリアフリー客席(いす席)の前の間隔】

車いす使用者がいす席の前方に車いすを移動させて、車いすからいす席に移動するために必要と考えられる寸法です。

【バリアフリーいす席の向かい合わせの寸法】

推奨85cm以上+いす前30cm=115cm

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【バリアフリー客席表示】

表示については、障害を問わず、また外国人にも認知できるような的確な表示(国際シンボルマーク)を当該客席近くの分かりやすい場所に設置することが望まれます。また、客室内のトイレ、シャワー、くず入れなどにも、陸上施設と同様に案内用図記号(JIS Z8210)を表示

することが望まれます。(標識の基準等の解説 P93参照)

【いす上部の握り手】

通路側の握り手は、通路の手すりとして使用します。また、いす上部のものは、車いすからいす席に移動する場合に使用します。

【緊急時への備え】

緊急時の避難・脱出の容易性を勘案し、バリアフリー客席は、船内の上下移動をせず船外に脱出することができるような配置とするとともに、高齢者、障害者等が容易に移動できるよう脱出経路をバリアフリー化するなどの配慮も必要です。

また、乗船時には、緊急時に支援を必要とする旅客及びその支援の内容を確認し記録しておくことなどの配慮も必要です。



客席等配置の基準

バリアフリー客席<座席> (バリアフリー基準第49条関係)

基本的な考え方

高齢者、障害者等が海上交通を利用することは、健常者以上に身体的負担が大きいものと考えられることから、船内において高齢者、障害者等の優先席としていす席、座席または寝台を設置することが必要である。

基準

5.バリアフリー客席

5.1 客席のうち旅客定員25人ごとに1以上のバリアフリー客席を設けなければならない。

5.2 航行予定時間が8時間未満の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)いす席、座席又は寝台であること。
- (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (3)手すりが設けられていること。
- (4)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

5.3 航行予定時間が8時間以上の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)いす席、座席又は寝台であること。
- (2)いす席が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ①高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - ②手すりが設けられていること。
 - ③床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3)座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ①高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - ②手すりが設けられていること。
 - ③床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

基準・推奨の仕様

【床面仕上げ】

- 5.2(4)及び5.3(3)③の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【座席の仕上げ】

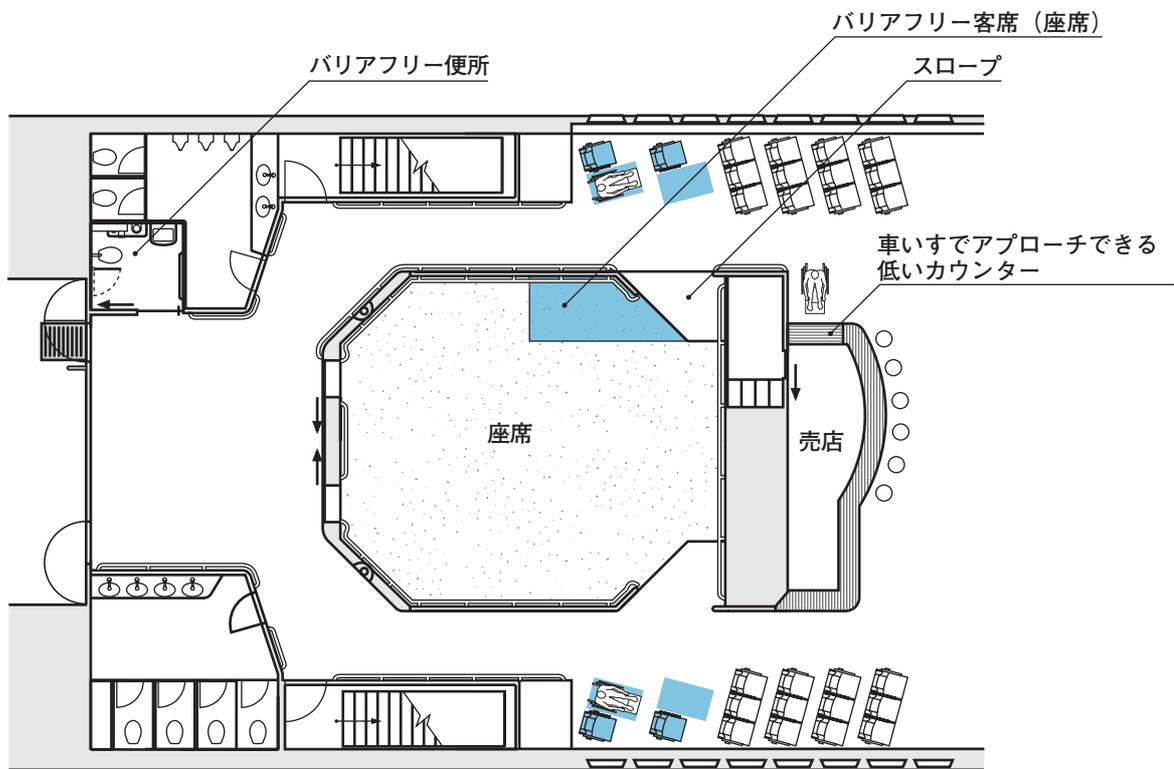
- アレルギーなどを起こさない素材を考慮する。

【スロープ】

- 通路から座席に至る段差には高齢者・障害者等がつまづかないようにスロープを設ける。スロープを設ける場合には、その勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 勾配は、1/12以下とする。
- 幅は、90cm以上とする。

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。



基準等の解説・配慮事項

[バリアフリー客席]

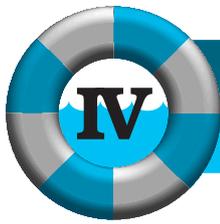
(バリアフリー客席<いす席>の基準等の解説 P79参照)

[床面の仕上げ]

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

[緊急時への備え]

(バリアフリー客席<いす席>の基準等の解説 P79参照)



客席等配置の基準

バリアフリー客席<寝台> (バリアフリー基準第49条関係)

基本的な考え方

高齢者、障害者等が海上交通を利用することは、健常者以上に身体的負担が大きいものと考えられることから、船内において高齢者、障害者等の優先席としていす席、座席または寝台を設置することが必要である。車いす使用者等が利用しやすいように配慮した寝台を設置することが必要である。

基準

5.バリアフリー客席

5.1 客席のうち旅客定員25人ごとに1以上のバリアフリー客席を設けなければならない。

5.2 航行予定時間が8時間未満の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)いす席、座席又は寝台であること。
- (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (3)手すりが設けられていること。
- (4)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

5.3 航行予定時間が8時間以上の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)いす席、座席又は寝台であること。
- (2)いす席が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ①高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - ②手すりが設けられていること。
 - ③床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3)座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ①高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - ②手すりが設けられていること。
 - ③床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

基準・推奨の仕様

【構造】

○5.2(2)及び5.3(3)①の「円滑な利用に適した構造」とは、以下のものをいう。

- ・寝台については、
 - イ 寝台の上面の高さが40cmから45cm程度のものであること。
 - ロ 寝台のある部屋の中に幅が140cm以上及び奥行きが135cm以上である広さ、または、直径150cm以上の円形の空間が確保できる広さを有しており、かつ、車いす使用者が部屋の出入口、寝台及び当該広さの場所の間の移動を円滑に行うことが可能であること。

○寝台の戸の前の廊下空間は車いすが回転できること。

【床面仕上げ】

○5.2(4)及び5.3(3)③の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

○清掃の容易性を考慮し、特に排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や歩行困難者にとって危険にならないように、構造及び配置を考慮する。

【表示】(P92参照)

○バリアフリー客席であることを明示する。

【点字テープ】

○視覚障害者用に寝台番号を貼付する。

【呼出しボタン】

○通報装置を設置する。

【照明設備】

○高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

【客室】

○ロッカーやシャワーヘッド掛けは、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。また、水洗器具は操作しやすいものを設ける。

